

心のケア緊急支援の流れ

事件・事故発生

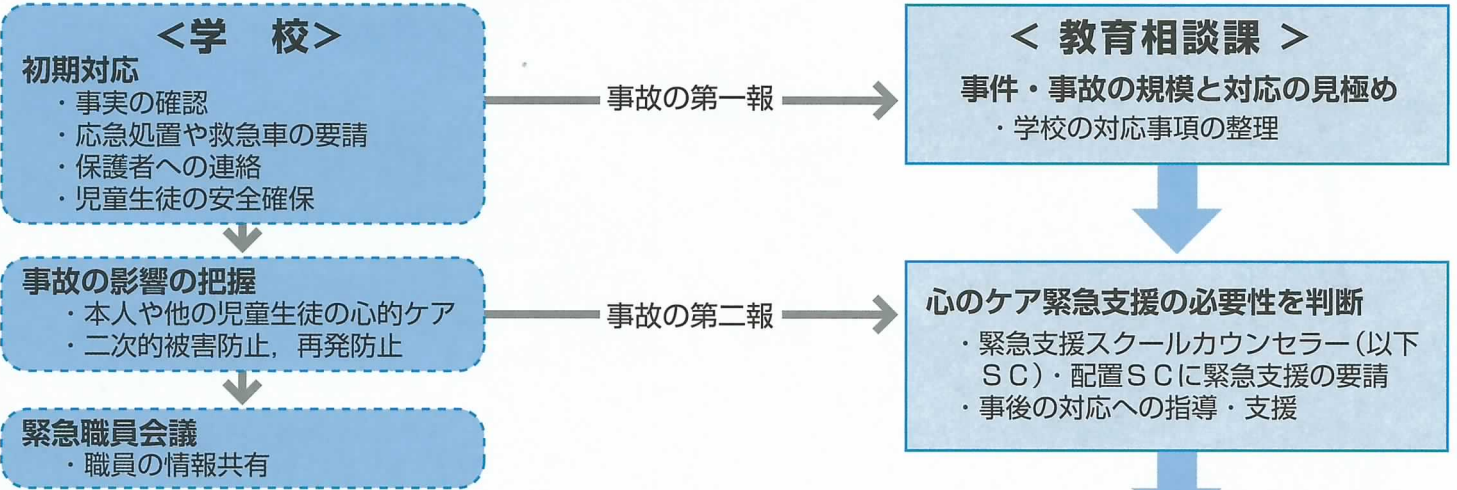
事故対応に当たっては、「学校事故の予防と発生時の対応」参照

学校の事故対応

- ①発見者が管理職へ速やかに連絡・報告・相談
- ②状況を確認 ※
 - ・応急処置
 - ・現場へ急行
 - ・救急車の要請
 - ・110番
- ③被害を受けた児童生徒の保護者へ速やかに連絡
- ④事故概要を整理し、全職員に事実を周知徹底
- ⑤教育相談課へ第一報
- ⑥警察に通報 ※ (教育相談課へ相談)
- ⑦関係機関との連絡・窓口の一本化
- ⑧事故の記録
 - ・時系列で具体的に(5W1H)
 - ・事故の状況、児童生徒の状況、教職員の対応状況、関係機関への連絡等
- ⑨保護者への対応
 - ・電話連絡の後、担任が家庭訪問
 - ・事実・学校の対応を説明
- ⑩PTAへの連絡
 - ・会長及び役員への報告
 - ・保護者の対応への協力要請
- ⑪報道機関への対応
 - ・教育相談課と連携
 - ・窓口の一本化
- ⑫保護者会の実施 ※
- ⑬再発防止策
 - ・学級づくり、道徳、学活、生徒指導
 - ・PTA・地域との連携

*組織で対応
*対応の共通理解
※場合による

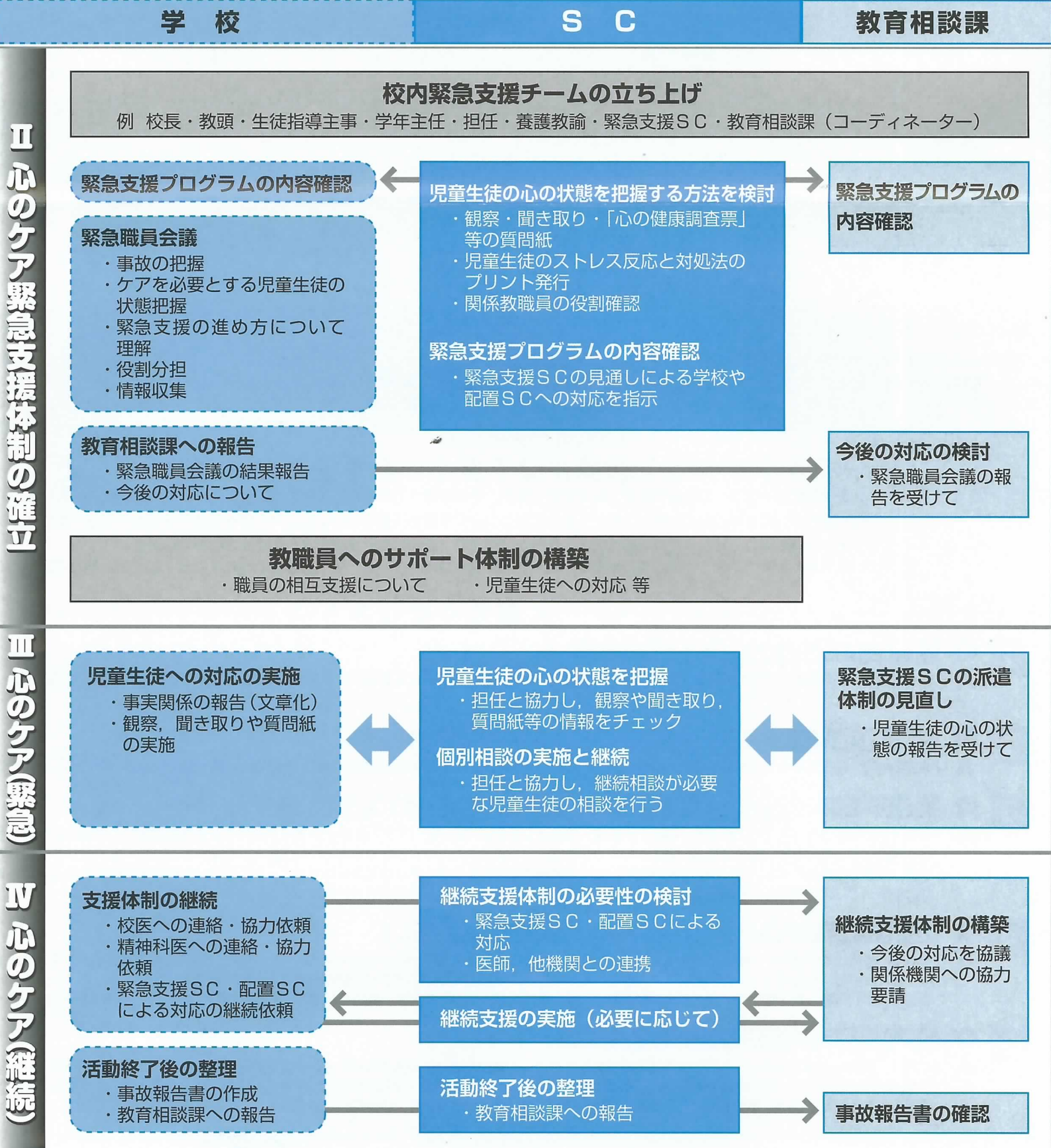
I 初期対応



心のケア緊急支援の実施 (SCの派遣)

<心のケア緊急支援の目的>

危機的状況においては、その場にかかわった多くの人の尊厳が脅かされ、心に深い傷を残します。また、過去に負った心の傷が呼び覚まされます。学校現場においては、学校という組織の機能そのものが低下することもあります。緊急支援においては、児童生徒のみならず、保護者や教師、学校の組織も支援の対象となります。緊急支援の目的は、心に傷を負った人をこれ以上増やさないようにすると共に、心の傷がこれ以上深くないようにすることです。児童生徒、保護者、教師ができるだけ自然に日常生活を取り戻すことができるように、そして、学校という組織の機能が回復するように支援することが求められます。できれば初日に、遅くとも72時間以内に対応を開始することが望まれます。



II 心のケア緊急支援体制の確立

III 心のケア(緊急)

IV 心のケア(継続)